

令和 6 年 6 月
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和 6 年 6 月 13 日(木) 午前 9 時 30 分から 10 時 5 分

2 開催場所 富士市役所庁舎 8 階 政策会議室

3 委員の出席及び欠席

	出 席	欠席	
農業委員会会長	○	17 番	渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	○	1 番	望月 稔
農業委員	○	2 番	望月 英俊
〃	○	3 番	田村 英俊
〃	○	4 番	高井 修一
〃	○	5 番	谷津倉 寛
〃	○	6 番	笹古 時男
〃	○	7 番	渡邊 武敏
〃	○	8 番	近藤 敏男
〃		○ 9 番	鈴木 一孝
〃	○	10 番	新舟 進
〃	○	11 番	長尾 忠
〃	○	12 番	佐野 隆洋
〃		○ 13 番	佐藤 正職
〃	○	14 番	渡邊 哲史
〃	○	15 番	太田 篤子
〃	○	16 番	安藤 公男
〃	○	18 番	後藤 環
〃		○ 19 番	藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主 査 市川 由美恵

5 議事

(1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

【 会 長 】

まず、議事に先立ち、会長より議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認め7番渡邊武敏君、8番近藤敏男君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記につきましては、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」について」ですが、これにつきましては先に配布してあります「富士市農業委員会会議議案」のとおり審議を進めます。

お手元の議案3ページ、議第19号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審査から、報第27号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について」までの、計5件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

【事務局】

(議案朗読及び説明)

【 会 長 】

最初に、議案5ページの議第19号「農地法第3条の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

元吉原地区26番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は相続したが、農業経験がなく耕作管理ができない。譲受人は自作地に隣接する本地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。申請地の周辺は、畑に囲まれており、また、譲受人も、元気に耕作をしておりますので問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【会長】

元吉原地区26番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

元吉原地区26番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、吉永地区27番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

贈与者は、相続により本地を取得したが、農業の経験がないため耕作管理できない。受贈者は、通路を挟んで接する本地を取得して、農業経営の拡大、効率化を図りたいということです。現状は、一部が竹林になっており、やや荒れていると感じました。しかし、申請地の近隣に娘夫婦が居住しており、家族共同で耕作を行っていくとのことでしたので問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【会長】

吉永地区27番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

吉永地区27番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、浮島地区28番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、高齢化にともない耕作管理することができない。譲受人は、本地が自作地に隣接しており、既に10年間本地の耕作管理をしていることから、本地を取得して農業経営の拡大を図りたいということです。申請地の周辺は、茶畑や畑で囲まれており、譲受人は、長年農業をしておりますので問題ないかと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【会 長】

浮島地区28番について、ご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

浮島地区28番について、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、浮島地区29番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

贈与者は、身体的理由(持病)のため耕作管理できない。受贈者は、過去2年ほど申請地近隣の農地を所有者に代わって耕作管理しており、本地を取得して農業経営の拡大を図りたいということです。申請地の周辺は、茶畑に囲まれており、受贈者は専業農家をしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

浮島地区29番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

浮島地区29番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案7ページの議第20号「農地法第5条第1項の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

鷹岡地区11番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲受人の会社は、社員人数に対して駐車場が不足しているため、申請地を駐車場敷地として利用したいということです。この申請地の周りには、幅 80 cm程、深さ 1m程の水路が 10m程続い

ています。道路との高低差もなく、排水量も多いため、車や歩行者の落下等を心配しています。水路の両脇は官地とのことです。側溝への蓋ができないか、検討して頂きたいと感じています。御審議よろしく申し上げます。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

また、委員からお話がありました水路の側溝の蓋については、後日、担当課へ状況を確認させていただきますのでよろしく申し上げます。

【 会 長 】

鷹岡地区11番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

鷹岡地区11番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、浮島地区12番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲受人は、家族が増えたため、申請地を借りて分家住宅を建築したいということです。申請地の周辺は、住宅や畑に囲まれています。現地は更地となっていました。ご審議よろしく申し上げます。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

浮島地区12番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

浮島地区12番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第5条第1項の規定による許可決についての審議を終わります。

次に、議案8ページの議第21号「農業委員会等に関する法律に基づく審議」について、審議をお願いします。

事務局から説明願います。

【事務局】

(「富士市農用地利用集積計画明細」を説明)

【 会 長 】

ただいま、説明のあったことについて、ご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

農業委員会等に関する法律に基づく審議について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農業委員会等に関する法律に基づく審議についての審議を終わります。

次に、議案9ページからの報告案件について、事務局から報告願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。

議事等はすべて終了しました。

令和6年6月13日

農業委員会会長

同 委員

同 委員
